

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 4 号
受付日	平成28年 1月19日
送付日	平成28年 1月19日
答弁受理日	平成28年 2月 9日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政典
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

「四日市市特別職報酬等審議会」の審議について

平成28年1月14日、「四日市市特別職報酬等審議会」から田中市長に対して、特別職の報酬・給料額について『据え置き』という答申が出された。平成27年12月に開催された、同審議会の配布資料・議事録を確認した上で、審議対象のうち市議会議員報酬額について質問をします。議会活動・議員活動の成果・評価は、数字で表すことが難しい中で、同審議会は、数少ない公的な成果評価の重要であるべき機会と考えるため、私はこれまでも何度か、同審議会に対する疑問について本会議にて発言を行なってきました。今回の審議に関してもいくつかの疑問があるため、質問をしたいと思います。

尚、同審議会の記録は事務局職員の“メモ”でしか残っておらず会議録音もされていないこと、全2回の審議会はいずれも全委員出席の上で行われることはなかったこと、この事については強い違和感を持つところであり、改善を求めておきます。

【審議会運営】

Q1 2回の審議会の総時間は3時間45分と記録されているが、そのうち、説明時間を除く実質審議は延べ何時間でしたか？

Q2 過去の審議会に於いて、報酬額を引き下げた際には、事務局が引き下げ額の案を提示していたが、今回は提示しなかったと聞く。その理由は？

【審議方針・基準】

議事録によると、「市財政」「市議会の活動状況」「他都市の状況」「全国、三重県の民間事業所給与」について市職員が資料説明を行なったのち、委員間の議論がなされた記録は無く各委員が意見表明をしている。過半を占めた『据え置き』意見の理由の大半は、「民間事業所の給与」であり、次に「市の財政状況」「同格都市の議員報酬」が少し、一方で、四日市市の「議会活動」に言及した委員は『引き上げ』を表明した。

Q3 事務局である人事課は、議員報酬の審議にあたり、報酬額の判断基準をどのように説明したのか、何を以って判断して欲しいと委員に要請したのか、質問します。

※参考 《四日市市議会基本条例》

第33条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

【委員構成】

現在の委員構成は、学識者1名（会長、大学教授＝専門：国際（アジア）金融・国際経済）、民間企業関係者4名、弁護士2名、各種委員1名、自治会長1名となっている。

Q4 委員構成に於いても、「民間給与」という視点に偏重しているのではないかと感じるが、委員選定の考え方を問います。

【議員報酬提案のあり方】

Q5 「特別職報酬等審議会」は、昭和39年の自治事務次官通達により全国の自治体に設置された機関であるが、法に設置根拠は無い。議員報酬額改定については、議会活動に詳しくない委員が短時間で判断し審議会答申を出し市長はそれを尊重して議会に提案する、という現在の方式を、改める必要があると私は考えるが、市の考えはどうか？